



登園してはいけない主な病気



病名	登園停止の期間
インフルエンザ※	発症後5日を経過し、かつ解熱してから3日を経過するまで
百日ぜき	特有のせきが消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱してから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えてから2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢などの感染症のほかにも、他の園児に感染するおそれがあるために、学校保健安全法により、登園停止になる病気があります。上の表は参考例です。治療後の登園については、医師と相談してください。※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

上記の病気にかかった場合は、下記の登園許可書を切り取り、医療機関にて記入していただき、必ずご提出下さい。新しい用紙は、その都度お渡します。

-----キリトリ-----

久米川幼稚園長殿

登園許可書

園児氏名

病名

初診日 平成 年 月 日

出席停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

上記の者は、幼稚園において予防すべき感染症が治癒しましたので、登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

住 所

医師氏名

印